

プレジャーボートなどの漁港使用について

(令和7年度(2025年度) 漁港施設 使用許可申請手続きのご案内)

令和7年(2025年) 4月

漁港を使用する場合、漁港所在地の市町村長の許可を受ける必要があります。

令和3年4月から、押印が廃止されました。申請書(添付書類除く)はあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができます。

ただし、添付書類は漁港が所在する市町村に持参若しくは郵送してください。

また、従前どおり、申請書一式を持参若しくは郵送することもできます。

不明な点がありましたら、使用したい漁港の所在する市役所・町村役場または道庁漁港漁場課、最寄りの総合振興局(振興局)水産課へお問い合わせください。

漁港管理者 北海道

- ◇ 漁港は漁業者の仕事場です。迷惑駐車やごみのポイ捨てはやめましょう。
- ◇ 漁業活動や他の船舶の航行を妨げないように注意し、漁船の周りでは十分減速し、また漁具には近づかないようにしましょう。
- ◇ 漁港使用にあたっては、周辺住民の迷惑となることのないよう注意しましょう。
- ◇ 本パンフレットは、北海道のホームページに掲載しております。

漁港漁場課のホームページ【プレジャーボートなどの漁港使用について】

[<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/contents/gyoko/pb/sub1.htm>]

ー海でプレジャーボートを楽しむためにー

- 長期間使用していなかった船舶は、使用前に必ず整備しましょう。
- 出航前にエンジン・燃料・船灯の点検を行いましょう。
- 港を出る前、出た後も、最新の気象状況・海象情報を入手し、安全に気をつけましょう。
- 救命胴衣はあなたの生命を守ります。乗船するときには必ず着用しましょう。
- 見張りは、航行中だけでなく、遊漁中・漂泊中も行い、事故に気をつけましょう。
- 携帯電話などの連絡手段を確保し、バッテリー切れ、水没に注意しましょう。
- 事故が発生したら、ただちに人命・船舶の救助を行うとともに、海上保安庁(118番)や付近の船舶へ連絡しましょう。

第一管区海上保安本部HP

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/>

○ 「船揚場などの日帰り使用」の申請について

○ 申請書記載例

目次

1	申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ	・・・	P	1
	・ 申請～許可～使用までの流れ			
2	漁港を使用するときの基本事項			
	・ 許可を受け、漁港を使用できる船舶、できない船舶	・・・	P	2
	・ 使用できる漁港と施設			
	・ 申請先			
	・ 使用できる期間			
	・ 使用料			
3	漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた	・・・	P	5
	・ 使用者の決定			
	・ 申請に必要な書類			
	・ 添付書類が省略できる場合			
	・ 申請書類一覧表			
	・ 漁港の使用方法別の申請にあたって			
4	こんな時はどうすればいい Q & A	・・・	P	8
	・ 使用料を算定する使用期間の考え方			
	・ 許可を受けた日が時化等で使えないとき			
	・ 船名が変わったとき・推進機関を変更したとき			
	・ 許可期間内に船舟を変更したとき			
	・ 漁港を使用しなくなったとき			
	・ 指令書（許可証）又はステッカー（許可済証）をなくしたとき			
	・ 前納した使用料の還付を受けられる場合			
	・ 添付書類の省略について			
5	漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと	・・・	P	10
	・ 漁港を使用するときの留意事項			
	・ 指定施設と指示施設について			
	・ 「維持運営計画」について			
6	申請・問い合わせ先	・・・	P	11
7	プレジャーボート等が使用できる漁港位置図（概略図）	・・・	P	16
8	プレジャーボート等が使用できる漁港一覧	・・・	P	17
9	各種様式（申請に必要な添付書類）	・・・	P	18
参考	施設使用許可指令書の裏面に記載されている遵守事項	・・・	P	28

「船揚場などの日帰り使用」の申請について
《使用日は連続しなくても、申請書1枚で申請が可能です》

(こんな場合はまとめて申請ができます)

- 例： 使用日(7月8日、14日、15日、21日)の場合 → 1通の申請書
・市町村から発送されてくる許可証等 → 1通
※「使用日ごと」の申請も可能です。

(申請にあたって)

- ・ 「1通」の申請書で、最大7日間まで申請できます。
- ・ 日付をまたぐ「1日」(例:9時～翌日7時まで)は対象外です。
- ・ 使用開始日より、「1ヶ月未満」先までを対象とします。
例： 使用開始日「7月8日」の場合、「8月6日」までを対象とします。
「8月7日」は1ヶ月とみなし、同時に申請できません。
- ・ 申請期間は今までどおりです(使用開始日による)。
- ・ 長期間使用(1ヶ月未満～1年間)とは併用できません。

(キャンセルについて)

- ・ キャンセル、返金はできません。

(使用日変更について)

- ・ 時化等により使用できない場合は、使用日を変更することができます。
- ・ 使用日前までに、許可を受けた市町村に申し出て下さい。
- ・ 駐車場確保が必要な場合、確保できなければ変更できません。
- ・ 漁港によっては、許可隻数に上限があり、変更できない場合があります。

(抽選について)

- ・ 漁港によっては、許可隻数に上限があり、抽選等をおこなう場合があります。
- ・ 申請日の一部で許可されない場合もありますので、ご了承願います。
(例： 使用予定日 5/1・5/3・5/5 → 許可使用日 5/1・5/5となる場合もあります)

申請書記載例

別紙様式ー1

指定(指示)施設使用許可申請書

令和7年(2025年)4月1日

〇〇町長様

申請者 住所 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
(ふりがな) ほっかいどう たろう
氏名 北海道 太郎
電話番号 (011) 231-4111
日中の連絡 090-〇×△〇-△×〇〇

次のとおり、指定(指示)施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	〇〇漁港
船 舟 名	北海道 号
船舶の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舶の材質並びに船舶の種類	長さ:4.5m 幅:2.2m 喫水:0.98m 推進機関:船外機(電気着火) 馬力:100馬力 船舶材質:FRP 船舶種類:汽船(プレジャーボート)
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	第 2003 - 117 号
使用する漁港施設の名称	〇〇漁港 船揚場
使用の目的	釣りのため
使用の期間	令和7年(2025年)5月1日(午前(午後)5時)から 令和7年(2025年)5月1日(午前(午後)4時)まで
船舶使用者の住所及び氏名	
船舶所有者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	

- 注 1 申請者が法人とあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること
2 船舶使用者と申請者が同一人の場合、船舶使用者の住所及び氏名欄の記載は不要
3 船舶所有者と申請者が同一人の場合、船舶所有者の住所及び氏名欄の記載は不要

記載に関する留意事項

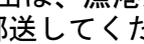
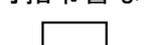
申請期日や添付書類等は「プレジャーボートなどの漁港使用について」の本文を参考にしてください

- 〇 申請書は、使用しようとする漁港所在地の市町村へ提出して下さい。
 - ① 月の1日以降に使用開始したい場合→前月1日から15日の間に申請
 - ② 月の16日以降に使用開始したい場合→前月1日から末日の間に申請
- 〇 許可指令書等の送付作業の効率化のため、住所記入欄上の余白に「郵便番号」の記載をお願いします。
- 〇 **令和3年4月から、規則改正により押印が廃止されました。**
- 〇 申請書に不備等があった場合、緊急的に市町村から照会が必要となる場合があるので、差し支えがなければ、日中でも連絡可能な「携帯電話番号」又は「緊急連絡先電話番号」も記載してください。
- 〇 漁港名は、「漁港一覧」(P16~P17)を参照して正確に記載してください。
- 〇 船名は、船舶検査証書に記載の船名を記載してください。
- 〇 それぞれ、船舶検査証書又は船舶検査手帳に記載されている内容を漏れなく記載してください。
- 〇 番号は、船舶検査証書に記載されている「船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」を記載してください。
- 〇 使用する漁港施設の名称は、正確に必ず記載してください。
(例) 係留施設の場合 「〇〇漁港 〇〇防波堤」
(例) 船揚場(斜路)の場合 「〇〇漁港 船揚場」
- 〇 使用目的は、簡潔に分かりやすく記載してください。
- 〇 使用の期間欄は、以下を参考に記載してください。
 - ・使用日が連続する場合 : 令和7年(2025年)4月1日から令和7年(2025年)4月30日まで
 - ・使用日が連続しない場合 : 令和7年(2025年)4月1日、4月5日、4月21日
(ただし、使用開始日より1ヶ月未満の使用に限る)
 - ・寄港など24時間未満の場合 : 令和7年(2025年)4月1日(午後6時)から令和7年(2025年)4月2日(午前9時)まで
なお、許可後の訂正(期間の短縮、延長)はできませんので、注意してください。
- 〇 船舶の所有者と申請者が同一人でない場合
(例) 法人が船舶により観光船業等を営む場合
申請者:法人 使用者:観光船等の船長
- 〇 船舶所有者と申請者が同一人でない場合は、別途「申請者が船舶の使用について権利を有していることを証明する書面」が必要となります。

1 申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ

漁港を使用するに当たって、申請等から使用できるまでの流れは以下のとおりです。

申請～許可～使用までの流れ（船揚場（斜路）の使用の場合）

1 漁港を使用できる船舶について 	P2 を参照してください
2 使用可能な漁港について 	P16～P17 を参照してください
3 申請に必要な書類について 	P5 を参照してください ・巻頭に申請書の記載例があります
4 申請書類の提出は、漁港が所在する市町村に持参するか郵送してください 	P5, 6 を参照してください ・申請期日までに必着です ・使用する日（期間）と申請期日を確認してください
5 市町村から許可指令書などが届きます 	市町村から送られてくるもの ・施設使用許可指令書 ・施設使用許可済証（ステッカー） ・納入通知書 等
6 指定期日までに使用料を納入して下さい 	振り込み手数料がかかる場合は、許可を受けた方の負担となります
7 許可を受けた漁港施設が使用できます（事前に巻末の許可指令書に付される遵守事項をご覧ください） 	・施設使用許可指令書は船体に備え置いてください ・ステッカーは、船外から確認しやすい所に貼り付けてください ・ステッカーは、使用期間経過後に剥がしてください

ご不明な点は、使用しようとする漁港が所在する市役所、町村役場又は管轄する各総合振興局・振興局にお問い合わせください(P11～P14を参照してください)。

＜キャンセル、使用日の変更、許可期間内に船舟を変更する場合等について＞

- 原則として、キャンセルはできません。
- 許可を受けた日が時化等で使用できない場合は、事前に許可を受けた市町村に**使用日の変更**を申し出てください。
- 許可期間内に船舟を変更する場合は、新たに使用許可を受けることとなります。長期で漁港を使用する場合は、船舟等の更新を含め計画的にお申し込み下さい。（原則使用料の還付はできません。）

2 漁港を使用するときの基本事項

許可を受け、漁港を使用できる船舶、できない船舶

○使用できる船舶

漁船以外の、許可対象となる船舶は次のとおりです。

(船舶検査証書及び船舶検査済票の交付を受けている船舶が対象です。)

- ・ モーターボート
- ・ 機関付ヨット
- ・ 遊漁船
- ・ 観光船
- ・ 動力付きゴムボート (使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください)
- ・ 工事用作業船 などです。

○使用できない船舶

以下の船舶等は、他の船舶から見え難く危険であるため、原則として使用できません。

- ・ 水上オートバイ
- ・ 手こぎボート
- ・ 無動力ゴムボート
- ・ カヌー
- ・ シーカヤック
- ・ 長さ3メートル未満のエンジン出力が1.5キロワット未満の小型船舶

使用できる漁港と施設

○使用できる漁港

P17～P18の漁港一覧をご覧ください。

なお、港灣・フィッシャリーナ・民間マリーナ等の申請は受け付けておりません。

○使用できる施設

- ・ 漁港により、使用できる施設(船揚場、岸壁、防波堤、船舶保管施設用地等)が違います。
- ・ 使用できる施設は、北海道漁港管理条例により「指定施設」と「指示施設」に区分されています(指定施設等の詳細はP10をご覧ください)。
- ・ 「指定施設」・「指示施設」とも申請手続きは同じです。

○駐車場

漁港により、駐車場確保が必要な場合があります。使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

申請先

- ・ プレジャーボート等の使用許可は、漁港が所在する市町村が行っています。
- ・ 申請先は、P11～P14をご覧ください。

使用できる期間

- ・ 使用できる期間は「指定施設」・「指示施設」とも最長1年間です。
- ・ 「指定施設」は年度をまたいで使用することができ、「指示施設」は年度内(4月～翌3月)のみとなります。
- ・ 使用料上、短期間使用と長期間使用に区分しています。

短期間使用

- ・ 主に、船揚場（斜路）・寄港による使用です。
- ・ 1日から7日間までの使用をいいます（24時間未満の使用も、1日とみなします）。
- ・ 使用開始日から1ヶ月未満の間においては、連続性は関係ありません。

（例1）使用予定日が連続する場合（使用開始日が1日～15日）

- ・ 使用予定日 : 5/1 ~ 5/7
- ・ 申請受付期間 : 4/1 ~ 4/15（必着）
- ・ 使用料 : 1日料金×7日間分

（例2）使用予定日が連続する場合（使用開始日が16日～末日）

- ・ 使用予定日 : 5/29 ~ 6/2
- ・ 申請受付期間 : 4/1 ~ 4/30（必着）
- ・ 使用料 : 1日料金×5日間分

（例3）使用予定日が連続しない場合（使用開始日が1日～15日）

- ・ 使用予定日
8/1、8/8、8/10、8/16、
8/22、8/23、8/29

- ・ 申請書1枚で申請できる期間
8/1～8/30
（使用開始日より1ヶ月未満）

- ・ 申請受付期間
7/1～7/16（必着）
（締め切りが閉庁日の場合翌日）

- ・ 使用料 : 1日料金×7日間分

令和〇年 7月 ~9月

日	月	火	水	木	金	土
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	9/1	2	3	4	5

（例4）使用予定日が連続しない場合（使用開始日が16日～末日）

- ・ 使用予定日
11/16、11/28、12/5、12/12

- ・ 申請書1枚で申請できる期間
11/16～12/14
（使用開始日より1ヶ月未満）

- ・ 申請受付期間
10/1～10/31（必着）

- ・ 使用料 : 1日料金×4日間分

令和〇年 11月 ~ 12月

日	月	火	水	木	金	土
11/15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	12/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19

この場合、あと3日分申請できますが、申請書提出後、新たに3日分を追加したい場合は別途申請となります。

長期間使用

- ・ 短期間使用以外の使用をいいます。
- ・ 主に、岸壁、防波堤などの使用です。
- ・ 最長1年間使用できます。

使用料

- ・ 許可を受けた市町村から、納入通知書（市町村により名称等が異なります）等が発行されますので、指定期日までに納入してください。
- ・ 期日までに納入されない場合、新たな許可申請があっても許可されないことがあります。
- ・ 使用料は、申請書に記載された「船の長さ」・「使用の期間」等により算定されます。
- ・ 船長のメートル未満の端数は、切り上げます。（例：6.3m→7m）

短期間使用

- ・ 1日船長1mあたり110円です。

（料金早見表）

単位：円

船長 使用日数	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10m	11m
1 日	550	660	770	880	990	1,100	1,210
2 日	1,100	1,320	1,540	1,760	1,980	2,200	2,420
3 日	1,650	1,980	2,310	2,640	2,970	3,300	3,630
4 日	2,200	2,640	3,080	3,520	3,960	4,400	4,840
5 日	2,750	3,300	3,850	4,400	4,950	5,500	6,050
6 日	3,300	3,960	4,620	5,280	5,940	6,600	7,260
7 日	3,850	4,620	5,390	6,160	6,930	7,700	8,470

長期間使用

（料金早見表その1） ※左欄：新料金、右欄：旧料金

単位：円

区分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
船長1m あたり	800	2,000	3,500	4,900	5,400

（料金早見表その2） ※左欄：新料金、右欄：旧料金

単位：円

船長 使用期間	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10m	11m
1月未満	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上 3月未満	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上 6月未満	17,500	21,000	24,500	28,000	31,500	35,000	38,500
6月以上 9月未満	24,500	29,400	34,300	39,200	44,100	49,000	53,900
9月以上 1年まで	27,000	32,400	37,800	43,200	48,600	54,000	59,400

（使用期間の例）

- ・ 4月5日～5月4日 → 使用期間の区分：1月以上3月未満
- ・ 4月5日～5月3日 → 使用期間の区分：1月未満

船舶の陸上保管

1日船長1mあたり5円50銭です。

3 漁港を使用するときの具体的な申請手続のしかた

1 通の申請書で申請できるのは、1日単位と連続した期間の2通りです。

最長1年間まで申請できます。

- ・ 指定施設 : 年度をまたいで使用することができます。
- ・ 指示施設 : 年度内の使用期間となります。

市町村への申請期日

- ・ 月の1日以降に使用したい → 前月の1日～15日までに申請してください
- ・ 月の16日以降に使用したい → 前月の1日～末日までに申請してください

15日又は末日（申請期日）が閉庁日の場合は翌開庁日が期日になります。
申請書は、これらの期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。

使用者の決定

次の審査基準により使用者を決定します。

- ① 「漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」から申請があった場合は許可しません。
- ② 損害賠償保険に加入している者など、市町村長が認める正当な理由に該当する項目の多い者を優先に許可します。
- ③ 許可隻数を上回る場合、②による許可後、抽選を行います。抽選は公開しますので、立会を希望される方は、申請先の市町村にお問い合わせください。

申請に必要な書類（P6「申請書類一覧表」を参考にしてください）

- ・ 申請書の記載方法は、巻頭の「申請書記載例」を参照してください。
- ・ 漁港により、駐車場の確保が必要な場合があります。あらかじめ使用する漁港が所在する市町村にお問い合わせください。
- ・ 令和3年4月から、押印が廃止されました。申請書（添付書類除く）はあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができます（メールアドレスはP11～P14を参照してください）。
ただし、添付書類は漁港が所在する市町村に持参若しくは郵送してください。
また、従前どおり、申請書一式を持参若しくは郵送することもできます。

添付書類が省略できる場合（船に変更のない場合）

- 年度内の同一市町村への2回目以降の申請
申請先の市町村から既に許可を受けており、2回目以降の申請が年度内の場合、最初の申請に添付した全ての書類を省略できます。
- 年度を越えての省略
次の条件により、船舟の写真・船舶検査証書の写し・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写しを、年度を越えて省略できます。
 - ・ 船舟の写真
申請日から過去1年間に許可実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票等に変更がない場合。
 - ・ 船舶検査証書の写し、小型船舶操縦士免許証又は海技免状の写し
申請日から過去1年間に許可実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票等に変更がなく、使用期間内に有効である場合。
ただし、許可期間内に有効期間が満了する場合は、新たに交付を受けた船舶検査証書や小型船舶操縦士免許証又は海技免状の写しを提出する必要があります。

P9 「添付書類の省略について」を参照してください

申請書類一覧表

(◎：必須 ○：場合により必須 △：任意)

	船揚場（斜路）		岸壁・防波堤等		
		動力式 ゴムボート 使用		寄港に よる係留	移動式 クレーン 使用
指定（指示）施設使用許可申請書 （別紙様式-1）	◎	◎	◎	◎	◎
船舶検査証書の写し*	◎	◎	◎	◎	◎
船舟全体を撮影した写真* ・ 船体番号等が確認できること ・ 動力式ゴムボートの場合、船体番号及びオレンジ色の旗が確認できること	◎	◎	◎	◎	◎
海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し*	◎	◎	◎	◎	◎
船舶使用承諾書*（別紙様式-2） ・ 申請者と船舶所有者が異なる場合	○	○	○	○	○
土地駐車場使用承諾書*（別紙様式-4） ・ 駐車場の確保が必要な漁港の場合	○	○	-	-	-
損害賠償保険・保険証券等写し*	△	△	△	△	△
ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項（添付様式） ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合	○	○	-	-	-
船体管理人選任届*（別紙様式-3） ・ 漁港所在の市町村に居住の方は不要	-	-	○	-	-
船舶横付け施設使用承諾書*（別紙様式-5） ・ 複数隻を横付け係留する場合	-	-	○	-	-
「遊漁船業の適正化に関する法律」第5条第2項による都道府県知事からの通知書の写し ・ 遊漁船業者として登録を受けている場合	△	△	△	△	△
クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書*（別紙様式-6） ・ 申請者とクレーン操作者が異なる場合	-	-	-	-	○
クレーンを操作する資格を証明する修了書又は免許証の写し* ・ 申請者とクレーン操作者が異なる場合、操作する方の修了証等	-	-	-	-	◎
玉掛け技能講習の修了を証明する修了証の写し* ・ 申請者とクレーン操作者が異なる場合、操作する方の修了証等	-	-	-	-	◎

* 同一市町村の漁港使用歴があり、前回添付した書類内容に変更がない場合、添付資料の提出を省略できます。（船舟写真は、前回から1年以内の申請に限り、省略できます。）

添付書類を省略し、許可後に添付書類の内容に変更があった時（船舶免許の更新により、新たになに交付を受けた、船体管理者を変更した等）は、速やかに変更後の添付書類（新たに交付された免許証の写しなど）を許可を受けた市町村まで提出してください。

漁港の使用方法別の申請にあたって

船揚場（斜路）を使用したいとき

- ・ ボートトレーラーによる一般的な利用形態です。
- ・ 1日から7日間まで使用できます（長期間使用も可能です）。
- ・ ボートトレーラーで船揚場（斜路）を使用する場合は「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」を添付してください。

使用開始日より1ヶ月未満の場合は、「連続しない7日間以内」（飛び石連休や毎週土日使用のみ等）の使用でも、1枚の申請書で申請できます（1ヶ月以上となる場合は、それぞれ申請書が必要です。）

詳しくは、巻頭、「短期間使用」（P3）を参照してください。

岸壁、防波堤などに係留したいとき

- ・ 主に長期間の使用で、最長1年まで使用できます。
- ・ 長期間使用を希望される方は、船揚場と重複して申請できません。

寄港による係留をしたいとき

- ・ 乗員の休憩、燃料・食糧等の補給及び観光等を目的とした使用とします。
- ・ 使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください。
- ・ 施設の使用時間は原則として24時間以内とします。
- ・ 気象条件、船舟の故障、疾病等やむを得ない理由により延長する場合は、許可を受けた市町村に申し出てください。
- ・ 申し出の日が祝休日で市町村の閉庁日の場合は、他の船舟の妨げにならないよう施設を使用し、直近の開庁日に市町村に事後報告してください。

動力式ゴムボートを使用したいとき

- ・ 使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください。
- ・ 動力式ゴムボートは、船舶安全法第5条による船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済証の交付を受けている場合に限られます。
- ・ 他の船舶からの視認性を高め事故を防止するため、海面から概ね2メートル以上の高さにオレンジ色の旗を掲げなければなりません。

移動式クレーンにより上下架して使用したいとき

- ・ 使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください。
- ・ クレーンの資格を有している者が操作することが条件です。
- ・ クレーン付のトラックを使用する場合、駐車場の確保が必要な場合があります。使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

4 こんな時はどうすればいい Q & A

使用料を算定する使用期間の考え方

- | | | | |
|--------|----------------|-----------|----------|
| (使用期間) | ・ 4月1日～4月30日 → | (使用期間の区分) | 1月以上3月未満 |
| | ・ 4月1日～4月29日 → | | 1月未満 |

許可を受けた日が時化等で使えないとき

- ・ 原則、使用日の前日までの開庁日に、許可を受けた市町村に「使用日の変更承認」を申し出ることができます。申し出の際は、変更後の使用日も申し出てください。
- ・ 承認にあたっては、駐車場を別に確保していただく場合があります。

<「使用日の変更承認」について>

- ・ 許可を受けた市役所・町村役場の承認後でなければ使用することができません。
- (例) 土曜日(許可日)が時化で使用できないと予想され、翌日曜日に変更したい。
→ 前日の金曜日までに変更承認を受ける必要があります。

船名が変わったとき・推進機関を変更したとき

船名や推進機関の種類、馬力数を変更したときは、許可を受けた市町村に速やかに届け出てください。

- ・ 届出様式：「船名、推進機関の種類、推進機関の馬力変更届」（別紙様式-7）

許可期間内に船舟を変更したとき

新たに使用許可を受けてください。（原則使用料の還付はできません）

漁港を使用しなくなったとき

自己都合による廃船等により使用許可を受けた漁港施設を使用しなくなった場合は、使用許可を受けた市町村に速やかに届け出てください。

- ・ 届出様式：「甲種漁港施設使用中止届」（別紙様式-8）

ただし、自己都合の場合は使用料の返還対象にはなりません。

指令書（許可証）又はステッカー（許可済証）をなくしたとき

亡失又は著しく損傷した場合は、使用許可を受けた市町村に申し出て、再交付を受けてください。

前納した使用料の還付を受けられる場合

長期間許可（1ヶ月以上）であり、許可を受けた年度内であって、次の要件を満たす場合に限り、本人からの請求により1ヶ月単位で還付します。

なお、1ヶ月未満は還付の対象になりません。

(還付の要件)

- ① 許可期間中に遭難等による船体の滅失や船体等の破損又は病気・怪我での入院等により、使用できなくなった場合
- ② 上記①について、公的機関等が証明する書類を提出できる場合

(還付の手続)

還付の事務は、使用した漁港が所在する市町村を管轄する総合振興局・振興局が行います。詳細については総合振興局・振興局にお問い合わせください。

添付書類の省略について

「添付書類が省略できる場合」(P.5)にあるように、規定に応じて、当該年度内又は翌年度において添付書類を省略することが出来ます。

(例1) 長期使用(岸壁等)

Aさんは、令和6年4月からB町のC漁港で長期許可(1年間)を受けており、令和7年(2025年)4月からも継続使用するため、B町に申請しようとしています。

- ・ 船舶検査証書の有効期限は、令和7年(2025年)9月10日です。
- ・ 船舶免許(1級小型船舶操縦士)の有効期限は、令和7年(2025年)6月30日です。

令和7年(2025年)4月から1年間の許可申請をする場合

- ・ 同じ船舶で令和6年度にB町の許可実績があるので、船舟写真を省略できます。
- ・ 申請時、船舶検査証書の有効期限内であり、令和6年度にB町の許可実績があるので、船舶検査証書の写しを省略できます。
ただし、有効期限が9月10日のため、更新後の新たな船舶検査証書の写しをB町に提出する必要があります。
- ・ 船舶免許の写しも、令和7年(2025年)6月までに有効期限が到来しないので省略できます。

(例2) 短期使用(斜路等)

Bさんは、令和6年5月～9月にC町のD漁港で短期許可(斜路)を3回受けていました。

- ・ 船舶検査証書の有効期限は、令和7年(2025年)8月31日です。
- ・ 船舶免許(1級小型船舶操縦士)の有効期限は、令和8年(2026年)3月31日です。

令和7年(2025年)5月にD漁港の斜路を使用するため、C町に申請

- ・ 同じ船舶で令和6年度にC町の許可実績があるので、船舟写真を省略できます。
- ・ 申請時、船舶検査証書の有効期限内であり、令和6年度にC町の許可実績があるので、船舶検査証書の写しを省略できます。
- ・ 船舶免許の写しも省略できます。

更に令和7年(2025年)9月にD漁港の斜路を使用するため、C町に申請

- ・ 船舶検査証書の有効期限は令和7年(2025年)8月31日なので、船舶検査証書写しは省略できません。また、未更新のまま申請を受け付けることはできません。
- ・ 同一許可年度・同一市町村への2回目以降の申請なので、船舶検査証書の写し以外の添付書類を全て省略できます。

9月に引き続き10月も使用するため、C町に申請

全ての添付書類を省略できます。

令和8年(2026年)4月からも使用する場合の申請

船舟写真、船舶検査証書の写しを省略できますが、更新後の小型船舶操縦士免許証の写し等、所定の添付書類は必要です。

5 漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと

漁港を使用するときの留意事項

施設使用許可指令書の裏面（巻末に添付しています）にある遵守事項の他、特に留意して頂きたい事項を掲載しました。

- ① 使用許可を受けた施設以外の施設は使用できません。
- ② 港内航行速力や車両制限速度など、「維持運営計画」において指示された事項を遵守してください。
- ③ 漁港付近に駐車場を確保した方は、必ず、各自で確保した駐車場に駐車し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。
- ④ 同乗者（遊漁船にあっては、利用者）の車両等の駐車場は、各自で必ず確保し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。
- ⑤ 許可の期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちに漁港区域外に退去し、放置等はしないでください。
- ⑥ 監視人、市町村職員、道職員などから安全上、使用上の指示があった場合は、従いましょう。

指定施設と指示施設について

① 指定施設

指定施設は、北海道公報により告示する施設です。

新たに使用できる指定施設について、その都度北海道公報により告示します。

また、告示内容に変更等が生じた場合も北海道公報により告示します。

告示等の内容は、北海道のホームページにも掲載しています。

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/1/3/0/2/7/9/9/_/pb_shitei.pdf]

[知事が告示により指定する施設（PDFファイル方式）]

② 指示施設

指示施設は、条例に基づき漁港毎に定める「維持運営計画」に使用できる漁港施設を定めています。

「維持運営計画」について

- ・ 漁港施設の使用方法等を定めたもので、条例により漁港毎に毎年度定めることとなっています。
- ・ 閲覧できる場所 → 閲覧できる漁港
 - ① プレジャーボート等が使用できる漁港の所在する市役所・町村役場 → 当該市町村分の漁港
 - ② 沿海総合振興局・振興局産業振興部水産課 → 当該総合振興局・振興局管轄内の市町村分の漁港
 - ③ 道庁水産林務部水産局漁港漁場課 → 全道分の漁港
- ・ 閲覧できる内容
「使用できる施設」、「許可（使用）隻数」、「受入期間」など

6 申請・問い合わせ先

使用できる漁港の所在する市町村一覧

(宗谷・留萌・石狩・後志地方)

No. 1

使用できる漁港	市町村名 (担当課) ・ 電話番号 (TEL) 住 所 メールアドレス	振興局
頓別	浜頓別町 (産業振興課) ・ TEL 01634-2-2346 〒098-5792 枝幸郡浜頓別町中央南1番地 suisan@mail.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp	宗谷
東浦、宗谷 (罫内地区)、 恵山泊、西稚内、抜海	稚内市 (港湾空港課) ・ TEL 0162-23-6483 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 kouwan@city.wakkanai.lg.jp	
稚咲内	豊富町 (農林水産課) ・ TEL 0162-73-1353 〒098-4110 天塩郡豊富町大通6丁目 nourinsuisanka@town.toyotomi.hokkaido.jp	
礼文西 (元地地区)	礼文町 (産業課) ・ TEL 0163-86-1001 〒097-1201 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地5 suisan@town.rebun.hokkaido.jp	
新湊 (新湊地区)、蘭泊、 仙法志	利尻町 (産業課) ・ TEL 0163-84-2345 〒097-0401 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1 kouwan@town.rishiri.hokkaido.jp	
鬼脇 (南浜地区、旭浜地区)	利尻富士町 (産業振興課) ・ TEL 0163-82-1350 〒097-0101 利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地 suisan@town.rishirifuji.hokkaido.jp	
遠別	遠別町 (経済課) ・ TEL 01632-7-2146 〒098-3543 天塩郡遠別町字本町3丁目37番地 suisan.rinmu@town.embetsu.hokkaido.jp	留萌
豊岬	初山別村 (経済課) ・ TEL 0164-67-2211 〒078-4492 苫前郡初山別村字初山別96番地1 keizai.suisan@vill.shosanbetsu.lg.jp	
苫前	苫前町 (農林水産課) ・ TEL 0164-64-2314 〒078-3792 苫前郡苫前町字旭37番地の1 suisan@town.tomamae.lg.jp	
鬼鹿	小平町 (経済課) ・ TEL 0164-56-2111 〒078-3392 留萌郡小平町字小平町216番地	
岩老	増毛町 (農林水産課) ・ TEL 0164-53-1117 〒077-0292 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 keizai@town.mashike.hokkaido.jp	
浜益 (浜益地区、幌地区)、古潭	石狩市 (林業水産課) ・ TEL 0133-72-3246 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 ringyous@city.ishikari.hokkaido.jp	石狩
祝津 (副港)	小樽市 (農林水産課) ・ TEL 0134-32-4111(内270) 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 norin-suisan@city.otaru.lg.jp	後志
余市 (本港地区、湯内地区)	余市町 (農林水産課) ・ TEL 0135-21-2123 〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地 suisan-s@town.yoichi.hokkaido.jp	

* 申請書のみメールでの受付が可能ですが、申請書、添付書類ともに申請期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。

* メールアドレスの記載の無い市町村には申請書、添付書類ともに持参するか郵送してください。

使用できる漁港	市町村名(担当課)・電話番号(TEL) 住 所 メールアドレス	振興局
古平	古平町(産業課)・TEL 0135-48-9840 〒046-0192 古平郡古平町大字浜町50番地 suisan.sct@town.furubira.lg.jp	後志
美国、幌武意、余別(来岸地区)	積丹町(農林水産課)・TEL 0135-44-3382 〒046-0292 積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5 nourin@town.shakotan.lg.jp	
神恵内(珊内地区、赤石地区、本港地区)	神恵内村(産業建設課)・TEL 0135-76-5011 〒045-0301 古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地20 suisan-5@vill.kamoenai.hokkaido.jp	
盃(盃)、泊(後志)	泊村(水産課)・TEL 0135-75-2883 〒045-0202 古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7 suisan@ad.vill.tomari.hokkaido.jp	
横澗	寿都町(産業振興課)・TEL 0136-62-2602 〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町140番地1 suisan@town.suttu.lg.jp	
千走(永豊地区、千走地区)	島牧村(企画産業課水産係)・TEL 0136-75-6212 〒048-0621 島牧郡島牧村字泊83番地1 suisan@vill.shimamaki.lg.jp	
須築、狩場(美谷地区、虻羅地区、吹込地区、中歌地区)、鵜泊(太櫓地区)	せたな町(水産林務課)・TEL 0137-84-5111 〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 setana.suisanrinmu@town.setana.lg.jp	檜山
久遠、上浦、白泉	大成支所(産業建設係)・TEL 01398-4-5511 〒043-0504 久遠郡せたな町大成区都427番地	
豊浜、乙部(乙部地区、元和地区)	乙部町(産業課)・TEL 0139-62-2311 〒043-0103 爾志郡乙部町字緑町388番地	
江差追分(五勝手地区)	江差町(産業振興課)・TEL 0139-52-6729(直通) 〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193番地1	
上ノ国(上ノ国地区、石崎地区)	上ノ国町(水産商工課)・TEL 0139-55-2311 〒049-0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地	渡島
奥尻(稲穂地区、松江地区、赤石地区、宮津地区)、神威脇、青苗	奥尻町(水産農林課)・TEL 01397-2-3410(直通) 〒043-1498 奥尻郡奥尻町字奥尻806番地	
大沢朝日(朝日地区)	松前町(水産課)・TEL 0139-42-2275 〒049-1592 松前郡松前町字福山248番地1 suisan@town.matsumae.hokkaido.jp	
吉岡、福島(福島地区)	福島町(産業課)・TEL 0139-47-3002(直通) 〒049-1392 松前郡福島町字福島820番地 suisan@town.fukushima.hokkaido.jp	
知内(小谷石地区)	知内町(産業振興課)・TEL 01392-5-6161 〒049-1103 上磯郡知内町字重内21番地1 suisan1@town.shiriuchi.hokkaido.jp	
木古内(釜谷地区)	木古内町(産業経済課)・TEL 01392-2-3131 〒049-0422 上磯郡木古内町字本町218番地 info@town.kikonai.hokkaido.jp	

* 申請書のみメールでの受付が可能ですが、申請書、添付書類ともに申請期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。
* メールアドレスの記載の無い市町村には申請書、添付書類ともに持参するか郵送してください。

使用できる漁港	市町村名(担当課)・電話番号(TEL) 住所 メールアドレス	振興局
北斗(当別地区、茂辺地地区、上磯地区)	北斗市(水産商工労働課)・TEL 0138-73-3111 〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号	渡島
函館、住吉、函館湯川、志海苔(志海苔地区)、川汲(安浦地区)	函館市(水産課)・TEL 0138-21-3335(直通) 〒040-8666 函館市東雲町4番13号	
鹿部	鹿部町(水産経済課漁業振興室)・TEL 01372-7-2111 〒041-1498 茅部郡鹿部町字鹿部252番地1 suikei@town.shikabe.lg.jp	
八雲(八雲地区)	八雲町(水産課)・TEL 0137-62-2117(直通) 〒049-3192 二海郡八雲町住初町138番地 suisan@town.yakumo.lg.jp	
熊石、関内、相沼泊川(相沼地区、泊川地区)	雲熊石総合支所(産業課) 熊石海洋深層水推進室内・TEL 01398-2-2300(直通) 〒043-0415 二海郡八雲町熊石根崎町無番地 shinsousui@town.yakumo.lg.jp	
長万部	長万部町(産業振興課)・TEL 01377-2-2455(直通) 〒049-3592 山越郡長万部町字長万部453番地1 sangyo@town.oshamambe.lg.jp	
大岸、豊浦	豊浦町(水産商工観光課)・TEL 0142-83-1409 〒049-5492 虻田郡豊浦町字船見町10番地 suisan@town.hokkaido-toyouura.lg.jp	胆振
虻田(大磯地区)	洞爺湖町(産業振興課)・TEL 0142-74-3005 〒049-5692 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 syokou@town.toyako.lg.jp	
伊達、黄金	伊達市(水産林務課)・TEL 0142-82-3206 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 メールアドレスは事前に連絡のうえ、確認願います。	
登別	登別市(農林水産グループ)・TEL 0143-85-2321 〒059-8701 登別市中央町4丁目11番地7-2F agri@city.noboribetsu.lg.jp 初回の提出は郵送又は持参願います。	
門別	日高町(産業課)・TEL 01456-2-6185 〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地の1	日高
節婦	新冠町(産業課)・TEL 0146-47-2110 〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2 sangyo@niiikappu.jp	
静内、東静内、三石(三石)	新ひだか町(水産林務課)・TEL 0146-33-2114 〒059-3195 日高郡新ひだか町三石本町212番地 三石庁舎 suisan@town.shinhidaka.lg.jp	
様似	様似町(産業課)・TEL 0146-36-2113 〒058-8501 様似郡様似町大通1丁目21番地 sangyouka@samani.jp	
東洋、庶野、目黒	えりも町(産業振興課)・TEL 01466-2-4624 〒058-0292 幌泉郡えりも町字本町206番地 erimo-sangyou@town.erimo.lg.jp	

* 申請書のみメールでの受付が可能ですが、申請書、添付書類ともに申請期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。

* メールアドレスの記載の無い市町村には申請書、添付書類ともに持参するか郵送してください。

使用できる漁港	市町村名(担当課)・電話番号(TEL) 住所 メールアドレス	振興局
大津	豊頃町(産業課)・TEL 015-574-2211 〒089-5392 中川郡豊頃町茂岩本町125番地 ootsuPBsinsei@toyokoro.jp	十勝
千代ノ浦	釧路市(水産課)・TEL 0154-22-0191 〒085-0024 釧路市浜町3番18号くしろ水産センター内 pb-chiyonoura@city.kushiro.lg.jp	釧路
沖根婦、幌茂尻(幌茂尻)、幌茂尻(温根沼)	根室市(水産振興課)・TEL 0153-23-6111 〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地 suk_suisan@city.nemuro.hokkaido.jp	根室
標津	標津町(水産課)・TEL 0153-85-7245 〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号	
峯浜、於尋麻布、羅臼、知円別、相泊	羅臼町(産業創生課)・TEL 0153-87-2111 〒086-1892 目梨郡羅臼町栄町100番地83	
ウトロ(ウトロ地区)、知布泊、斜里	斜里町(水産林務課)・TEL 0152-23-3131 〒099-4192 斜里郡斜里町本町12番地 sh.suisan@town.shari.hokkaido.jp	オホーツク
鱒浦、呼人能取(二見ヶ岡地区)	網走市(水産漁港課)・TEL 0152-67-5457 〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地 ZUSR-NS-SUISAN-GYOGYO@city.abashiri.hokkaido.jp	
常呂	北見市(水産課)・TEL 0157-25-1106 〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1 suisan@city.kitami.lg.jp	
浜佐呂間、富富士(富富士地区)、富富士(若里地区)	佐呂間町(経済課)・TEL 01587-2-1200 〒093-0592 常呂郡佐呂間町字永代町3番地1 kankou@town.saroma.hokkaido.jp	
登栄床	湧別町(水産林務課)・TEL 01586-5-3763 〒099-6404 紋別郡湧別町栄町112番地の1 湧別庁舎 suisan@town.yubetsu.lg.jp	
興部	興部町(産業振興課)・TEL 0158-82-2134 〒098-1692 紋別郡興部町字興部710番地 okp-sangyou@town.okoppe.lg.jp	
沢木	雄武町(産業振興課)・TEL 0158-84-2121 〒098-1792 紋別郡雄武町字雄武700番地 suisan@town.oumu.lg.jp	

* 申請書のみメールでの受付が可能ですが、申請書、添付書類ともに申請期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。

* メールアドレスの記載の無い市町村には申請書、添付書類ともに持参するか郵送してください。

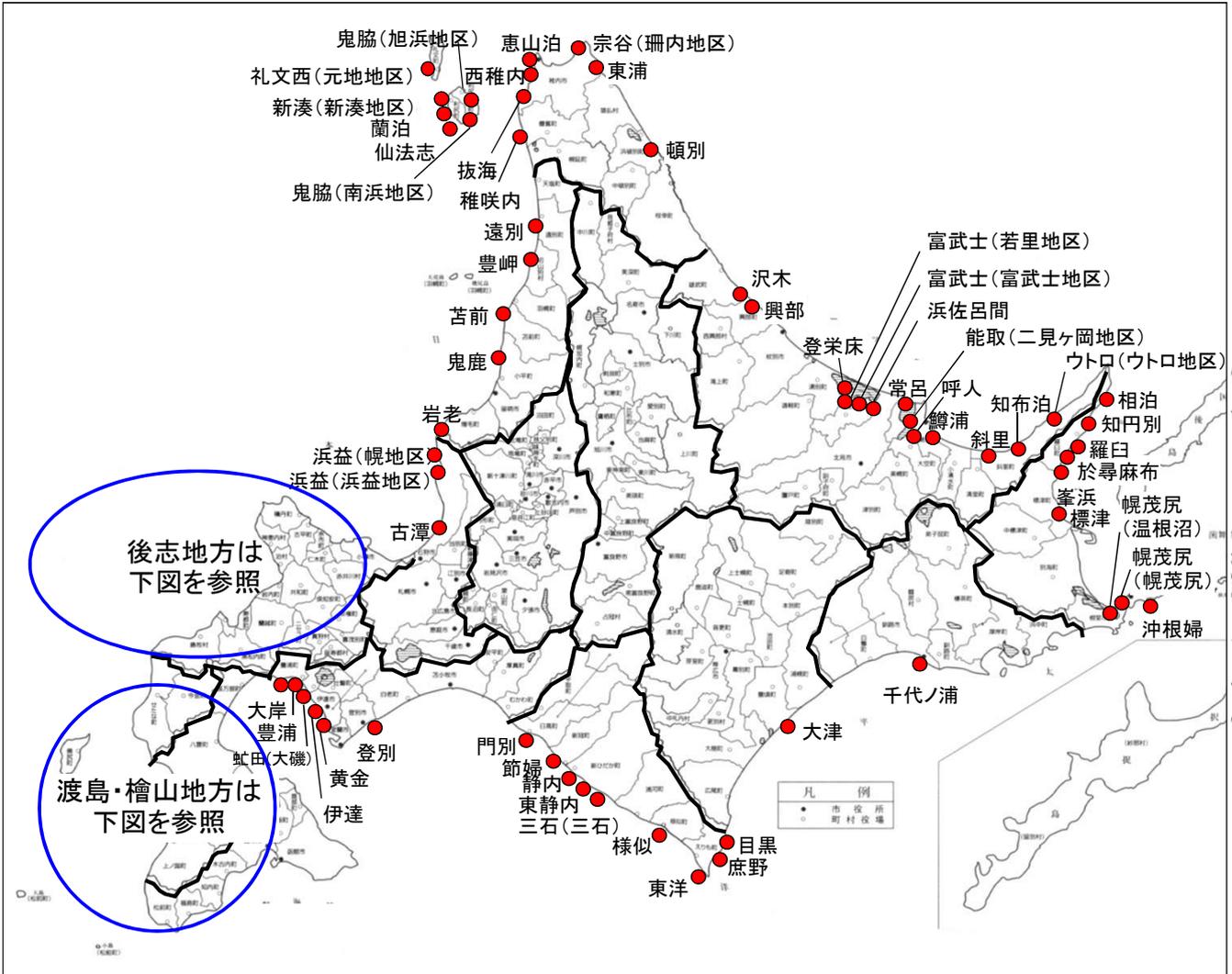
北海道庁及び総合振興局・振興局関係

北海道及び総合振興局・振興局関係	管轄する市町村 (使用できる漁港の所在する市町村)
<p>北海道庁 水産林務部 水産局 漁港漁場課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (内線28-319)</p>	<p>全 道</p>
<p>宗谷総合振興局 産業振興部 水産課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 電話 0162-33-2945 (直通)</p>	<p>浜頓別町、稚内市、豊富町、礼文町、 利尻町、利尻富士町</p>
<p>留萌振興局 産業振興部 水産課 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 電話 0164-42-8474 (直通)</p>	<p>遠別町、初山別村、苫前町、小平町、 増毛町</p>
<p>石狩振興局 産業振興部 水産課 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 電話 011-231-4111 (内線34-662)</p>	<p>石狩市 (旧浜益村、旧厚田村)</p>
<p>後志総合振興局 産業振興部 水産課 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話 0136-23-1393 (直通)</p>	<p>小樽市、余市町、古平町、積丹町、神 恵内村、泊村、寿都町、島牧村</p>
<p>檜山振興局 産業振興部 水産課 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 電話 0139-52-6554 (直通)</p>	<p>せたな町 (瀬棚区、北檜山区、大成 区)、乙部町、江差町、上ノ国町、奥 尻町</p>
<p>渡島総合振興局 産業振興部 水産課 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 電話 0138-47-9483 (直通)</p>	<p>松前町、福島町、知内町、木古内町、 北斗市、函館市、鹿部町、八雲町 (旧 熊石町含む)、長万部町</p>
<p>胆振総合振興局 産業振興部 水産課 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 電話 0143-24-9810 (直通)</p>	<p>豊浦町、洞爺湖町 (旧虻田町)、伊達 市、登別市</p>
<p>日高振興局 産業振興部 水産課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話 0146-22-9325 (直通)</p>	<p>日高町 (旧門別町)、新冠町、新ひだ か町 (旧静内町、旧三石町)、様似 町、えりも町</p>
<p>十勝総合振興局 産業振興部 水産課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話 0155-26-9058 (直通)</p>	<p>豊頃町</p>
<p>釧路総合振興局 産業振興部 水産課 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 電話 0154-43-9212 (直通)</p>	<p>釧路市</p>
<p>根室振興局 産業振興部 水産課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話 0153-23-6852 (直通)</p>	<p>根室市、標津町、羅臼町</p>
<p>オホーツク総合振興局 産業振興部 水産課 〒093-8585 網走市北7条西3丁目 電話 0152-41-0657 (直通)</p>	<p>斜里町、網走市、北見市 (旧常呂 町)、佐呂間町、湧別町、興部町、雄 武町</p>
<p>空知総合振興局 産業振興部 林務課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 電話 0126-23-2231 (内線2547)</p>	<p></p>
<p>上川総合振興局 産業振興部 林務課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 電話 0166-46-5959 (直通)</p>	<p></p>

プレジャーボート等が使用できる漁港(令和7年(2025年)4月～)

○ 申請手続は、漁港の所在する市町村で受付しております。

プレジャーボート等が使用できる漁港位置図 ● 概略位置



(渡島・檜山地方)



(後志地方)



令和7年(2025年)4月1日以降 プレジャーボート等が使用できる漁港一覧

凡例

使用可能となる日	○	4月1日～	◎	4月20日～	▼	4月25日～ 原則ヨットのみ	▲	4月29日～	△	5月1日～	☆	5月25日～
	□	6月1日～	◇	6月15日～	⊕	7月1日～	▽	8月1日～	★	8月20日～	★	9月15日～
	◆	10月1日～	■	11月1日～	●	12月1日～	◎	3月20日～	-	-	-	-
※1	デインギーヨットのみ使用できます。											
※2	動力式ゴムボートも使用できます。											
※3	クレーン付きトラック(ボート等の上下架)も使用できます。											
※4	寄港による係留ができます。											
※5	ご使用の際、複数の船舟等の横付けをお願いする場合があります。											
※6	船揚場をご利用の際、ボートトレーラー等を使用する場合は、各自駐車場の確保が必要です。											

注意 1. 使用できる施設の岸壁等には、船揚場の使用者が乗降りのために一時的に係留できる岸壁等を含んでいません。
 2. 許可隻数、利用可能期間などについては、各漁港の所在する申請先市町村、漁港所在地を管轄する総合振興局(振興局)又は道庁漁港漁場課にお問い合わせください。

振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設			振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設			
			船揚場	岸壁等	陸上保管				船揚場	岸壁等	陸上保管	
宗谷	浜頓別町	頓別	○	○	○	後志	神恵内村	神恵内(珊内地区)		○		
		東浦			○			神恵内(赤石地区)	○	○		
		宗谷(珊内地区)		○				神恵内(本港地区)		○	■	
		稚内市	恵山泊	※2 ○	○		○	泊村	盃(盃)		○	
			西稚内	※2 ○	○		○		泊(後志)		○	
			抜海	※2 ○	○		○	寿都町	横潤	※6 ○	※5 ○	
			豊富町	稚咲内	△				△	島牧村	千走(永豊地区)	※6 ○
	礼文町	礼文西(元地地区)		※4 ○	○		千走(千走地区)	※6 ○	○		○	
		利尻町	新湊(新湊地区)	○	○		○	せたな町	瀬棚区	須築	※2 ○	※3 ○
	利尻富士町		鬼脇(旭浜地区)	※6 ○						狩場(美谷地区)	○	○
		鬼脇(南浜地区)	※6 ○				狩場(吹込地区)			○	○	
	留萌	遠別町	遠別	○	※4 ○		檜山			北檜山区	狩場(虻羅地区)	○
初山別村			豊岬		○	狩場(中歌地区)					○	
苫前町		苫前	○	○	大成区	上浦			○			
		小平町	鬼鹿	※6 ○		○			久遠		※6 ○◆	○
増毛町			岩老		※4 ⊕	白泉			○			●
	石狩市	旧浜益村	浜益(幌地区)		※4 ○	乙部町			豊浜	○		
浜益(浜益地区)				○	乙部(元和地区)				※6 ○			
旧厚田村		古潭		○	乙部(乙部地区)	○				○		
後志	小樽市	祝津(副港)	※1 ○		渡島	江差町			江差追分(五勝手地区)	○	○	
		余市町	余市(本港地区)	※2 ○				※4 △	上ノ国町	上ノ国(上ノ国地区)	○	
	余市(湯内地区)		△	○		上ノ国(石崎地区)		※2 ○		○		
	古平町	古平	※6 ○	○、※4◆		奥尻町		奥尻(稲穂地区)	○			
			※4 ○	○			奥尻(宮津地区)	○				
	積丹町	美国	○、※4○	○			奥尻(赤石地区)	※2 ○	○			
			※4-5 ○	○			奥尻(松江地区)	○				
		幌武意	※2 ○				青苗	○	○	※3 ○		
			※2-6 ○				神威脇	○	○	※4 ○		
	余別(来岸地区)	※2-6 ○				松前町	大沢朝日(朝日地区)		○			
				福島町			吉岡		○			
			福島(福島地区)				○	○				
				知内町	知内(小谷石地区)	○	○					

令和7年(2025年)4月1日以降 プレジャーボート等が使用できる漁港一覧

凡例

使用可能となる日	○	4月1日～	◎	4月20日～	▼	4月25日～ 原則ヨットのみ	▲	4月29日～	△	5月1日～	☆	5月25日～
	□	6月1日～	◇	6月15日～	⊕	7月1日～	▽	8月1日～	⊛	8月20日～	★	9月15日～
	◆	10月1日～	■	11月1日～	●	12月1日～	◎	3月20日～	-	-	-	-
※1	デインギーヨットのみ使用できます。											
※2	動力式ゴムボートも使用できます。											
※3	クレーン付きトラック(ボート等の上下架)も使用できます。											
※4	寄港による係留ができます。											
※5	ご使用の際、複数の船舟等の横付けをお願いする場合があります。											
※6	船揚場をご利用の際、ボートトレーラー等を使用する場合は、各自駐車場の確保が必要です。											

注意 1. 使用できる施設の岸壁等には、船揚場の使用者が乗降りのために一時的に係留できる岸壁等を含んでいません。
 2. 許可隻数、利用可能期間などについては、各漁港の所在する申請先市町村、漁港所在地を管轄する総合振興局(振興局)又は道庁漁港漁場課にお問い合わせください。

振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設			振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設							
			船揚場	岸壁等	陸上保管				船揚場	岸壁等	陸上保管					
渡島	木古内町	木古内(釜谷地区)	○	○	※3 ○	○	日高	新ひだか町 (旧三石町)	三石(三石)	※2 ○	※4 ○	○				
				※4 ○												
				類似町					類似	※6 ○	○					
	東洋	※4 ○														
	えりも町	庶野	※4 ○	目黒	◆											
		函館市	函館		○	十勝		豊頃町	大津	○	釧路	釧路市	千代ノ浦	※2 ○		
		住吉	※2・※6 ○													
	函館湯川	※4 ○	根室市	沖根婦	○			根室	標津町	標津		○	○	○		
	志海苔(志海苔地区)	○		幌茂尻(幌茂尻)	○										○	
	川汲(安浦地区)	○		幌茂尻(温根沼)	▲	▼										
	鹿部町	鹿部	○	八雲町	八雲(八雲地区)	※2・※6 ○		※4 ○	室	羅臼町	峯浜	※4 △				
	八雲町	熊石	○		斜里町	ウトロ (ウトロ地区)		※6 △			※5 △	○	○			
		関内	○								知布泊			※6 △	※5 △	○、■
		相沼泊川(泊川地区)	○													
		相沼泊川(相沼地区)	○			網走市		鱒浦			※6 ▽	○、■				
		長万部町	長万部					※2・6 ○			呼人	○、■				
胆振	豊浦町	大岸	※2 ○	○	※3 ○	○	オホーツク	北見市 (旧常呂町)	常呂	◎	※5 ○	○				
				※4 ○												
	豊浦	○	○	※3 ○	○	△							△	○、■		
			※4 ○													
	洞爺湖町	虻田(大磯地区) ※損害賠償保険加入必須	○	○	※4 ○	○		○	佐呂間町	浜佐呂間	◎	※5 ◎	○、■			
										伊達	○	※4 ○	富富士 (富富士地区)	※6 ◎	※5 ◎	○、■
	伊達市	黄金	○	○	※4 ○	○		○	富富士(若里地区)	◎	○、■					
												登別市	登別	※6 ○	湧別町	登栄床
日高	日高町	門別	○	※4 ○	○	○	興部町	興部		※3 □	○					
												新冠町	節婦	○		
												新ひだか町 (旧静内町)	静内	※6 ○	○	○

指定（指示）施設使用許可申請書

年 月 日

〇〇市町村長 様

〒
 申請者 住 所
 （ふりがな）
 氏 名
 電話番号 （ ） ー

次のとおり、指定（指示）施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水、 推進機関の種類及び馬力、船 舟の材質並びに船舟の種類	
船舶番号、船舶検査済票の番 号又は漁船登録番号等	
使用する漁港施設の名称	
使 用 の 目 的	
使 用 の 期 間	
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟所有者の住所及び氏名（法 人にあつては、その名称、代 表者の氏名及び主たる事務所の所 在地）	

- 注1 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること
- 2 船舟使用者と申請者が同一人の場合、船舟使用者の住所及び氏名欄の記載は不要
- 3 申請期間を過ぎて届いた申請書は不許可として返信しますので、ご注意下さい

船舟使用承諾書

年 月 日

〇〇市町村長 様

船舟所有者 住 所
氏 名

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

使 用 者 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号		

注 船舶所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

船体管理人選任届

年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者 住 所
氏 名

(船名)

船体管理人として、次の者を選任しましたので届け出ます。

記

住 所	
氏 名	(法人にあつては、その名称、代表者の氏名)
電 話 番 号	() -

- 注 1 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること
- 2 船体管理人は、使用希望する漁港の所在する市町村に住所又は居所を有する者であること

土地駐車場使用承諾書

年 月 日

〇〇市町村長 様

土地所有者 住 所

氏 名

私が所有している土地を駐車場として次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

土地使用者 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
土 地 所 在 地		

注 土地所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

船舟横付け施設使用承諾書

年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者 住 所

氏 名

私は、複数隻を横付けにして使用することを条件として漁船以外の船舟が使用できるとしている〇〇漁港の指定施設又は指示施設の使用にあたって、その条件及び貴職の指示に従い使用することを承諾します。

なお、万一、使用にあたって第三者に損害等を与えても私の責任において処理し、貴職には一切請求いたしません。

注 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること

クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書

年 月 日

〇〇市町村長 様

クレーン操作者 住 所

氏 名

私は、次のとおりクレーンの操作による船舟の上下について、依頼を受け、それを承諾したので証明します。

記

依 頼 者 (法人にあつては、 その名称及び代表者 氏 名)	住 所	
	氏 名	
依 頼 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
船舟を上下架する漁 港 名		
上下架する船舟名		

- 注1 クレーン操作の依頼を受けた者が、法人の場合は、「クレーン操作者」の住所、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記載するとともに、現にクレーンを操作する者の住所及び氏名を併記すること。
- 2 クレーンを操作する者がその資格を有していることを証明する修了証又は免許の写し及び玉掛け技能講習を修了していることを証明する修了証の写しを添付すること。

船 舟 名
推進機関の種類 変更届
推進機関の馬力

年 月 日

〇〇市町村長 様

届出人 住 所
氏 名

船舟名

次のとおり、推進機関の種類を変更したので、北海道漁港管理条例施行規則第13条第4項
推進機関の馬力

の規定により届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
船 舟 名		
推 進 機 関 の 種 類		
推 進 機 関 の 馬 力		

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

甲種漁港施設使用中止届

年 月 日

〇〇市町村長 様

届出人 住 所
氏 名

次のとおり、甲種漁港施設の使用を中止したので、北海道漁港管理条例施行規則第13条第7項の規定により届け出ます。

漁港名及び使用した甲種漁港施設の名称	
使用許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の年月日及び番号	年 月 日 記号第 号指令
使用中止年月日	年 月 日
備 考	

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

(添付様式)

「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」

使用する漁港		使用の期間
漁港		年 月 日から 年 月 日まで
車両の種類	メーカー名・車種・色	車両登録番号
牽引車		
トレーラー		

参 考 【施設使用許可指令書の裏面に記載されている遵守事項】

本書を活用され使用許可申請手続きをする際に、施設使用許可指令書に付される許可の条件のうち、事前に知っておいて頂きたい遵守事項等を掲載しました。

使用者の責務

- (1) 常時船体に施設使用許可指令書を備え付けておかなければなりません。
- (2) 使用者は、知事の指定した施設（維持運営計画で指示された施設）に停けい泊又は陸置きしなければなりません。
- (3) 使用者は、知事の指定した施設（維持運営計画で指示された施設）の使用に当たっては、維持運営計画において指示された事項を遵守しなければなりません。
- (4) この許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはなりません。
- (5) 使用者は、船名又は推進機関の種類若しくは馬力を変更したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。
- (6) 使用者は、甲種漁港施設の使用を中止したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。
- (7) 使用期間中は、漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において安全かつ適正に管理しなければなりません。
- (8) 台風等荒天が予想されるときは、速やかに停けい泊の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければなりません。
- (9) 使用者は、その責に帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において処理しなければなりません。
- (10) 使用者は、天災、盗難など漁港管理者に瑕疵がなく、使用船舟に損害を受けた場合は、自己の責任において処理しなければなりません。

損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する事由により漁港施設の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) (1)に定める場合のほか、使用者はこの施設使用許可指令書に定める義務を履行しないため漁港管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければなりません。

使用の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 使用を許可した漁港施設を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が、許可の条件に違反する行為をしたとき。

船舟の長さ等の変更

この許可に係る船舟の長さ、幅員、喫水、材質又は種類を変更した場合に、引き続き甲種漁港施設を使用しようとするときは、新たに許可を受けなければなりません。

船舟の移動

この許可の期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちに漁港区域外に退去しなければなりません。

有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用を許可した漁港施設について支出した有益費、必要費その他の費用を請求しないものとします。

法令等の遵守

使用者は、漁港及び漁場の整備等に関する法律、北海道漁港管理条例その他関係法令等を遵守しなければなりません。

平成29年4月1日から
漁港内での遊泳(潜水を含む)は禁止です



違反した者は、5万円以下の
罰金に処せられることがあります

※詳しくは、お近くの総合振興局又は振興局水産課にお問い合わせください